

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年1月24日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金88,000円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成23年12月26日

(2) 事故発生場所

倉吉市住吉町地内

(3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため普通特種自動車（除雪車）を運転中、給油所から道路へ進入しようとした際、和解の相手方が設置する看板にグレーダープレードが接触し、同看板を破損させたものである。